

令和2年度 財政援助団体等監査(2) 監査結果措置状況  
 ≪日本管財株式会社(市営住宅等(東部)指定管理者)≫

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 意見</p> <p>①兵庫・長田管理センターで発行する書類の発行者名について</p> <p>イ 発行依頼書の宛先と発行書類の発行者名が異なっている事例</p> <p>指定管理者は、神戸市営住宅駐車場管理運営要綱第13条により、自動車保管場所使用承諾証明書の発行業務を実施しているが、兵庫・長田管理センターで発行する次の書類の様式において、発行依頼書の宛先と発行書類の発行者名が異なっている事例があった。</p> <p>指定管理者は、申請書の宛先と発行書類の発行者名の見直しをされたい。</p>	<p>兵庫・長田管理センターで発行する自動車保管場所使用承諾証明書の発行依頼書において、宛先と発行者名が異なっていた件について、意見を受け、発行依頼書の宛先及び証明書の発行者名の整合性を図るため、市営住宅総合管理システムの改修を令和3年11月に終え、新様式で発行している。</p>	<p>措置済</p>